

福岡広域都市計画地区計画の決定(宗像市決定)

都市計画宮田地区地区計画を次のように決定する。

名 称		宮田地区地区計画
位 置		宗像市宮田一丁目、自由ヶ丘七丁目及び曲の各一部
面 積		約 1. 1 ヘクタール
地区計画の目標		本地区は、既に医療・福祉施設が立地し、周辺住民に対して生活利便性向上に寄与する区域である。 第3次宗像市都市計画マスタープランでは、生活利便施設のきめ細かな配置を推進している。コミュニティごとの特性に応じて、生活利便性を向上させる公共施設や身近な店舗、高齢化の進行に対応する医療・福祉施設などの立地を誘導し、住み続けられる生活環境の形成を目標とする。
区域の整備・開発及び保全の方針	土地利用の方針	多様な世代が安心して住み続けられる安全で快適な生活環境を構築するため、隣接する低層住宅地との調和を図り、生活利便施設のきめ細かな配置に資する土地利用の誘導を図る。
	建築物等の整備の方針	土地利用の方針に基づき、建築物等の用途の制限等を定め、将来にわたり住み続けられる生活環境の構築に資する建築物等を誘導することで、安心安全な居住環境の形成・保全を図る。

地区整備計画	地区区分	名 称	医療・福祉施設地区	日常生活利便施設地区
		面 積	0. 8ヘクタール	0. 3ヘクタール
	建築物に関する事項	建築物等の用途の制限	次に掲げる建築物に限り建築することができる (1) 幼保連携型認定こども園、幼稚園でその用途に供する部分の床面積の合計が1500平方メートル以内のもの (2) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が1500平方メートル以内のもの (3) 診療所 (4) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するものでその用途に供する部分の床面積の合計が600平方メートル以内のもの (5) 前各号の建築物に附属するもの（政令第130条の5で定めるものを除く。）	次に掲げる建築物に限り建築することができる (1) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち政令第130条の5の2で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの（3階以上の部分をその用途に供するものを除く。） (2) 前号の建築物に附属するもの（政令第130条の5で定めるものを除く。）
		建築物等の高さの限度	10メートル	
備 考			用語の意義及び算定方法については建築基準法及び政令の例による。地区整備計画で定める制限の取扱いは、上記のほか別に条例で定めるものとする。	

「地区計画の区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」